

尾道市の林芙美子旧居外2件が、国の登録有形文化財(建造物)へ

令和5年3月17日(金)、国の文化審議会は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第57条の規定により文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の文化財建造物

- 旧村井醫院診療棟
きゅうむらいいんしんりょうとう
- 旧村井醫院門柱
きゅうむらいいんもんちゅう
- 旧宮地醤油店離れ(林芙美子旧居)
きゅうみやちしょうゆてんはな はやしふみこきゅうきよ

2 今後の予定

答申の3～6か月後に、登録原簿に登録予定。

3 文化財の概要

名称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
旧村井醫院診療棟 旧村井醫院門柱	(診療棟) 大正7年/昭和中期・平成24年改修 (門柱) 大正7年頃/昭和中期改修	(診療棟) 木造平屋建、棧瓦葺、 建築面積89㎡ (門柱) 石造、間口1.9m、 石柵付	一 国土の歴史的 景観に寄与してい るもの
特徴など			
山陽道と出雲街道が交わる御調町にある洋風の医院建築。診療棟は、寄棟造棧瓦葺で、外壁は下見板張りとしたみいたばと定規柱風にモルタル塗り仕上げとする。ペディメント付きの上げ下げ窓と石柱の門が街道沿いの歴史的景観を形成する。			

名称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
旧宮地醤油店離れ (林芙美子旧居)	明治中期/昭和51年頃改修	木造二階建、鉄板葺、 建築面積12㎡	二 造形の規範に なっているもの
特徴など			
尾道駅に程近い商店街にある醤油店の付属建物。短冊形敷地背面側に建ち、離れや醤油蔵に利用、一時貸家とした。当地では東風を避けて二階東面は壁として妻側に窓を設けるが、その特徴を持つ。大正6年頃には小説家林芙美子が入居しており、現在、資料館として活用。			



旧村井醫院診療棟 東側外観



旧村井醫院診療棟 旧診療室



旧村井醫院門柱 柵と親柱



旧村井醫院門柱 東面



旧宮地醤油店離れ（林芙美子旧居）
外観北側



旧宮地醤油店離れ（林芙美子旧居）
内部二階

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財		県指定文化財		合計	
種別(種類)	件数	種別(種類)	件数		
国宝	建造物	7		7	
	絵画	2		2	
	工芸品	16		16	
	書跡・典籍・古文書	1		1	
	小計	26		26	
重要文化財	建造物	57	建造物	46	103
	絵画	11	絵画	51	62
	彫刻	44	彫刻	94	138
	工芸品	61	工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5	考古資料	18	23
	歴史資料	4	歴史資料	4	8
小計	202	小計	319	521	
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2	
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12	
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71	
記念物	特別史跡・特別名勝	1		1	
	特別史跡	1		1	
	特別名勝	1		1	
	特別天然記念物	1		1	
	史跡	27	史跡	125	152
	名勝	7	名勝	6	13
	天然記念物	15	天然記念物	116	131
小計	53	小計	247	300	
重要伝統的建造物群	4			4	
合計	296	合計	640	936	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財				11	
選定保存技術				1	
登録文化財		登録有形文化財		296 (+3)	
		登録有形民俗文化財		1	
		登録記念物		3	

※1 網かけ部分が、今回答申される文化財に関する部分である。

※2 件数は、今回の指定・指定解除等をした後のものである。()は変更件数。